

土木森林環境委員会会議録

日時 令和7年2月28日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時16分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁
副委員長 石原 政信
委員 浅川 力三 卯月 政人 小沢 栄一 向山 憲稔
寺田 義彦 清水喜美男 名取 泰

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 秋山 久 県土整備部理事 寺沢 直樹
リニア推進監 渡辺 和彦
県土整備部次長（用地課長事務取扱） 石川 英仁
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 大澤 光彦
総括技術審査監 蛭原 秀典 県土整備総務課長 柏原 隆仁
建設業対策室長 藤森 淳 リニア整備推進室長 吉野 一郎
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 内藤 広
治水課長 山川 秀人 下水道室長 金子 英人
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 五味 勇樹
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 武藤 勉
住宅対策室長 米山 文人 営繕課長 久保 正樹

林政部長 入倉 博文 林政部次長 小澤 浩
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟
森林政策課長 渡邊 文昭 森林整備課長 伊川 浩道
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 江俣 尚厚
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 齊藤 武彦 環境・エネルギー部次長 保坂 一郎
環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱） 中川 直美
環境・エネルギー部参事 村松 修一
環境・エネルギー政策課長 大森 栄治 大気水質保全課長 野中 俊宏
自然共生推進課長 小野 富夫

議題 （付託案件）

- 第 5 4 号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第 5 5 号 令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 1 5 号）第 1 条第 2 項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第 3 条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第 5 6 号 令和 6 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 4 号 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 5 号 契約締結の件
- 第 6 6 号 権利放棄の件
- 第 6 7 号 権利放棄の件
- 第 6 8 号 権利放棄の件
- 第 7 2 号 県道の路線の認定及び廃止の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、林政部、環境・エネルギー部関係の順により行うこととし、午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後 0 時 5 9 分から午後 2 時 1 6 分まで林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第 5 4 号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

名取委員 資料の 4 ページで、右側の田富釜無団地についてですけれども、⑤番の 1 号館、2 号館が建っているところは県所有の土地という理解ですが、ここは今後どのように活用されるのでしょうか。

米山住宅対策室長 ここにつきましては、県の普通財産となりまして、財源確保・資産活用推進課で今後の運営について検討する形になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 5 5 号 令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 1 5 号）第 1 条第 2 項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第 3

条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（災害復旧費について）

清水委員

2 点ほど質問させていただきます。

最初に 18 ページの災害復旧費について、令和 4 年と令和 6 年と記載があるけれど、令和 5 年はどのようなになっているのでしょうか。

山川治水課長

令和 4 年の国費決定に伴う補正で、今回御説明させていただいたとおりでございます。令和 5 年につきましても災害復旧事業を実施しています。ただ、今回、補正事項はございませんので、今回の課別説明書には載っていません。

補足させていただきますが、予定で計上させていただいた令和 6 年の災害復旧費ですが、計上予算まで災害がございましたので、減額ということでございます。

（土砂災害情報相互通報システム整備事業費について）

清水委員

もう一点、22 ページの一番下の災害情報システムの補正ですけれど、この補正でシステムの機能をアップするということだと思うが、どのような内容でしょうか。

山本砂防課長

土砂災害情報相互通報システムの機能向上に向けた補正予算 5,600 万円の内容につきましては、本システムはインターネットを通じまして地域における気象情報や土砂災害警戒区域マップを確認していただくとともに、降雨時における土砂災害の危険性を分かりやすくお示しするシステムでございます。

さらに、この滞在する地域で土砂災害警戒情報が発令された際には、位置情報を基に携帯電話のアラームが鳴り響くようなシステムを構築しているものでございます。

今回の補正予算につきましては、4 つの重要な情報がございまして、まず 1 つ目が土砂災害危険度、2 つ目が土壌の雨量指数、3 つ目が現況の雨量、4 つ目が 2 時間先の予測雨量。この 4 つの重要な情報を 1 画面で、切り替えることなく、集約して表示できるシステムに改修をしようというものでございます。

さらに、パソコン、スマートフォン、タブレットなどいろいろな媒体がございしますが、そういった様々な媒体の縦横画面で円滑に情報が表示できるように機能強化も行うこととしております。

清水委員

4 つの機能の強化ということで大変いいことだと思うのですが、エリアの拡大は、この事業の中には入っていないのですか。情報を知らせるエリアを拡大していくということも重要だと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

山本砂防課長

御指摘のエリアの拡大につきましては、土砂災害警戒区域の拡大について、毎年見直しを行っておりまして、追加指定をするとともに、このシステムにも即時に反映をしているところでございます。

（緊急道路整備改築費について）

名取委員

県土の 5 ページで一番上の緊急道路整備改築費ですけれども、これについて箇所一

覧の資料を頂いておりますが、その資料の 5 ページで、天神平甲府線の甲府市緑が丘から和田町のトンネル工、道路改良とあります。これはこの後、議題になるかと思うのですが、第 6 5 号の契約案件に係るトンネル工事と同じ場所という理解でよろしいでしょうか。

保坂道路整備課長 箇所表の 1 番にある天神平甲府線ですけれど、この後の契約案件も含んだ予算案となっております。

（国直轄道路事業費負担金について）

名取委員 同じ県土の 5 ページの 5、国直轄道路事業費負担金の関係ですけれども、この中にいわゆる新山梨環状道路北部区間に係る事業費等は盛り込まれているかどうか確認をさせてください。

保坂道路整備課長 5 ページの国直轄道路事業負担金は、国の直轄事業に対する県の負担金となりまして、この中には国の新山梨環状道路北部区間の負担金も含まれております。

名取委員 具体的にはこういった事業の内容になるのでしょうか。

新藤高速道路推進課長 区間に分かれておりまして、今回の補正につきましては、広瀬―桜井間が 5、0 0 0 万円、北部区間は宇津谷―牛久間になりますが、これも同額の 5、0 0 0 万円となっております。

事業主体であります国土交通省からの聞き取りになりますけれども、設計に必要な地質調査を実施していると聞いております。

（国土交通省所管国庫補助金等返還金について）

名取委員 次に、県土の 2 ページで諸費、国土交通省所管国庫補助金等返還金で、聞き漏らしていたら申し訳ないですが、これは談合に伴う違約金の割合に応じて、国及び市町村などへの返還金という中身でよろしいでしょうか。

柏原県土整備総務課長 そのとおりでございます。

名取委員 では、この 3、8 3 9 万 1、0 0 0 円については、国に返還する分及び市町村に返還する分ということで、その内訳が分かりましたらお願いいたします。

柏原県土整備総務課長 内訳ですけれども、国交省が約 3、6 0 0 万円、市町村が甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市を合わせまして 1 9 0 万円というところが主な内訳となっております。

討論

名取委員 私は、今回の 2 月補正予算、県土整備部分について反対の立場から討論いたします。
先ほど質疑でも確認させていただきました。今回、新山梨環状道路北部区間に係る地質調査等の県費負担分が事業費として盛り込まれております。私どもの会派では、

かねてから北部区間につきましては環境の問題、また地元理解等の問題で反対をしてまいりました。その経過から今回の事業費につきましても、予算について反対させていただきます。

寺田委員 私といたしましては、補正予算に賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

新山梨環状道路は、山梨県の交通の利便性向上、そして発展のために非常に欠かせないものであります。補正予算にありました北部区間におきましても、渋滞の緩和、交通の利便性向上、そして県の活性化に向けて国、県、市が一体となって進めていく事業と認識しております。そのための地質調査は、安全な工事と事業実施のため必要ですので、賛成いたします。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 6 4 号 令和 6 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 6 5 号 契約締結の件

質疑

向山委員 この計画自体はいつ頃からあったのか確認させてもらえますか。

保坂道路整備課長 この事業自体は、平成 2 1 年度から着手しておりますけれども、それ以前、新山梨環状道路の北部区間の塚原インターが計画された時点から、アクセス道路としては計画をしておりました。

向山委員 計画から何十年も経っていると思うのですが、今までなかなか進んで来なかったというのはどういう理由か確認したいと思います。

保坂道路整備課長 資料の写真にもありますとおり、こちらは住宅が非常に密集した地域になっております。住宅等の移転を伴う用地交渉に時間がかかったことが大きな要因でございます。

向山委員 先ほどの説明では、住宅への対策も行うということでした。道路自体は本当に重要な道路だと思いますので、ぜひ早期に進めていただければと思います。

討論

名取委員 私は、第 6 5 号議案に対して反対の立場から討論いたします。

 先ほどの補正予算でも述べましたとおり、新山梨環状道路北部区間については反対の立場を取ってまいりました。北部区間の塚原インターチェンジへのアクセス道路として位置づけられていることですので、これについても反対をさせていただきます。

寺田委員 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

 先ほども申しましたが、新山梨環状道路は、山梨の将来のために非常に重要な幹線道路でありまして、これが円になることで、山梨県の経済が活性化し、最大限の効果を生むと思っております。

 この環状道路北部区間において、その効果をより高めるためには、甲府市中心部へのアクセス道路が非常に大事になってきます。そういった中で、この甲府市中心部と塚原インターを結ぶ本路線に係る工事というのは非常に重要なものであり、賛成させていただきます。

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 6 7 号 権利放棄の件

質疑

名取委員 今回、県土整備部の関係では 4 社の債権放棄という案件ですけれども、現時点で債権が残っている事業者、会社は何件になるか、教えてください。

柏原県土整備総務課長 今回、審議をお願いしているのは、あくまでも債権放棄の関係の 4 社でございますので、今回のこの場での回答は差し控えさせていただきます。

名取委員 債権の今回の案件に関わらないところだから、全体についてお答えできないということでしょうか。

柏原県土整備総務課長 次回の当初の所管事項において、御報告させていただきたいと思っています。

桐原委員長 本案は、林政部、環境・エネルギー一部関係の議案の審査において、討論及び採決を行います。御了承願います。

※第 6 8 号 権利放棄の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 7 2 号 県道の路線の認定及び廃止の件

質疑

清水委員 今まで 2 つの路線の名称があったものを一本化して、1 つの名称に統一するという
ことですか。

内藤道路管理課長 15 ページの図面で御説明いたします。

現在の県道は黒の二重線になっている富士吉田西桂線でございまして、今回、延伸
しようとしている赤い点線のところは市道になっております。

図面上では、この県道に市道を取り込んで、つる 5 丁目まで延伸するという形にな
りますが、道路法の手続上、この路線全部を一旦路線認定して新たな県道にしまして、
今ある県道を廃止するという手続になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー部関係

※第 5 5 号 令和 6 年度山梨県一般会計補正予算（第 1 5 号）第 1 条第 2 項歳出中土木森林環境委
員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第 3
条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（再エネ設備導入支援事業費補助金について）

小沢委員 環の 2 ページ、再エネ設備導入支援事業費補助金についてお伺いします。

地球沸騰化の時代といわれる中、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、カーボンニ
ュートラルの実現にはあらゆる主体が取り組む必要があります。特に家庭部門
の県民一人一人の行動が大きく反映されるものであり、各家庭の脱炭素化への取組を
促進させることが不可欠であると思います。

そこで、まず住宅への太陽光発電設備の設置については、どのような支援があるの
かお伺いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 現在、戸建ての新築住宅につきましては、国において、省エネ化・
高断熱化と併せて太陽光発電を設置する、いわゆる Z E H、ゼロ・エネルギー・ハウ
スに対して支援を行っているところであります。

しかし、既存住宅につきましては、窓や断熱など省エネ改修は支援対象となる一方、
太陽光発電設備は対象外となっていることから、今回、県が助成することとしたもの

でございます。

小沢委員 今回、県が、国の支援がない既存住宅への導入を支援する理由については、どのようなものがあるか、お伺いします。

大森環境・エネルギー政策課長 日照時間に恵まれた本県は、住宅への太陽光発電導入のポテンシャルが非常に高いという地域性が特徴でございます。

しかしながら、県内の戸建ての住宅は、約 24 万戸のうち太陽光発電設備を導入しているのは約 3 万 7,000 戸と 15% 程度でございます。まだまだ導入の余地があると考えております。

こうしたことから、家庭部門の脱炭素化の促進には、既存住宅への太陽光発電の導入をさらに加速させることが大きな鍵であると考え、また、国の支援対象となっていない点を踏まえ、実施効果が大きいと見込まれることから、今回支援することといたしました。

小沢委員 事業の具体的な内容について、もう少し詳しくお願いします。

大森環境・エネルギー政策課長 本事業は、築 1 年以上が経過した既存住宅における、太陽光発電設備及び蓄電池の導入について支援を行うものでございます。

これまで国の経済対策を活用し、令和 5 年、令和 6 年の 2 か年実施してきたところでございます。

このたびは物価高騰が継続しまして、県民生活に深刻な影響をもたらしている状況を鑑み、再エネ導入と併せて家庭のエネルギーコストの削減を一層促進する観点から補助額を増額して、実施することといたしました。

具体的には、太陽光パネルについて、1 キロワット当たりの補助単価を 2 万円から 3 万円に、上限につきましては 18 万円から最大 27 万円に引き上げているところでございます。また、蓄電池につきましても、1 台当たり 20 万円を 25 万円に引き上げたところでございます。

小沢委員 太陽光発電の導入により、家庭部門の脱炭素化を促進するとともに、中長期的な家庭の電気料金の負担を軽減する本事業は、まさに時宜にかなう効果的な取組と思います。したがって、各方面に制度を十分に周知していただきまして、1 軒でも多くの家庭に導入していただけるよう取り組まれることを期待いたします。

寺田委員 今の再エネ導入設備について、関連で質問させていただきます。

大枠に関しましては小沢委員から聞いていただきました。この事業は予算として 2 億 6,000 万円ほどですが、具体的にどれぐらいの件数を予定しているのでしょうか。

大森環境・エネルギー政策課長 過去 2 か年、令和 5 年と令和 6 年を実施しまして、そちらの実績から見積りました。太陽光を約 100 件、蓄電池を約 400 件、太陽光と蓄電池を併せて設置される方もいらっしゃいますので、そちらを大体 200 件という形で想定して

おります。

寺田委員 実施の申込みの時期は具体的に決まっているのでしょうか。

大森環境・エネルギー政策課長 今後の予定について、今回補正ということで、順調にいきますと来週に可決いただければ、早速、準備をいたしまして、できれば年度明け 4 月、遅くても 5 月には事業を開始したいと考えております。

寺田委員 この事業は、前回も前々回も県民の皆さんの関心が非常に高い事業の一つだと認識しています。申込みについては、上限の数が決まっていて、申込み順に順次実施して予算がなくなったら終わりなのか、それとも期間を決めて申し込んで抽選でやっていくのか、それとも必要に応じてまた補正を出していくのか、こういった想定でしょうか。

大森環境・エネルギー政策課長 現時点で想定しておりますのが、事業期間を先ほど申し上げた 4 月、5 月から 11 月まで、年度内に完成ということが一つの目標ということで、11 月に締め切りをさせていただきたいと考えております。

申込みにつきましては、基本的には先着順という形で、予算が切れたら終わりにするのか、また国の経済対策があるのか、その辺りは国の動向を見ながら柔軟に対応したいと思っております。

寺田委員 皆さんの関心が高いもので、質問が細かくなってしまって申し訳ないのですが、前回、前々回利用された方、もしくは前回、前々回利用できなかった方がいらっしゃると思うのですが、その辺りは特に区別をつけずに申込み順という形でしょうか。

大森環境・エネルギー政策課長 重複の問題なのかと思います。基本的に重複については認めるという形を取っておりますが、家庭用の太陽光発電ですので、国の F I T の基準では住宅用が 10 キロワット未満になっております。例えば、現在 5 キロで、次に今回 4 キロというようなやり方であれば住宅用ということで可能となります。また、前回太陽光発電で今回蓄電池という例も可能ということで考えております。

寺田委員 御説明ありがとうございました。先着順ということなので、より多くの方に利用していただけるように、周知も丁寧にしていただくことをお願いして質問を終わります。

（水質監視測定調査費について）

清水委員 今、再エネの質問で県民の関心が大変高いというお話だったけれど、やはり同じように関心が高いものに水質があると思います。リニア工事から出た重金属の影響がどうなのか、P F A S の影響がどうなのか、いろいろな新聞記事にも出ています。県民の皆さんも水質に関しては大きな関心を持っているということで、環の 5 ページ、大気水質保全課の所管であります水質監視測定調査費 5,300 万円について幾つか質問させていただきます。

まず、今回 5,300 万円の予算で測定・分析機器等の更新とあるのですが、

どのような機器を更新するのか、まずお尋ねいたします。

野中大気水質保全課長　今回、水質監視測定調査費の中で8種類の機器の更新を予定しております。主なものを申し上げますと、まず、ガスクロマトグラフ質量分析計、これは、揮発性有機化合物の分析に使用するものです。また、固相抽出用前処理システム、これは、ノニルフェノールといった物質や農薬類の分析の前処理に使用するものです。このほか、蒸留装置やドラフトチャンバーという排気装置などの更新を予定しているところ です。

清水委員　大変難しい機器で、内容はあまり理解できないところがあるのですが、今回、補正予算で5, 300万円を組んだ背景についてお尋ねいたします。

野中大気水質保全課長　こうした個々の機器類につきましては、メーカーの仕様や国のマニュアルで耐用年数や保証期間が定められておりますが、実際の使用方法や頻度によっても影響するため、業務に不都合が生じない範囲の不具合があっても使用を続けております。しかしながら、老朽化によって安定的な分析ができなくなったり、交換部品の生産が終了するなど、検査業務に支障が出ると見込まれるものから優先順位をつけまして、予算の範囲内で計画的に整備をしているところです。今回はその計画的な更新をもってしても、緊急的な整備の必要性が生じたため、補正にて計上させていただいたものです。

清水委員　計画的にやっているということですが、この制度についてもう一点お尋ねしたいのだけれど、計画間際まで古いものをずっと使い続けてきて、そこでの監視精度と、新規更新したときの新規の精度というのは、当然差があるのかと思うのですが、その辺りの水質検査の精度については、どのような差があるのですか。

野中大気水質保全課長　測定や分析の機器類につきましては、毎年度、保守点検などを適切に実施しており、古い新しいに関わらず正確に検査ができるよう精度管理はしっかり行っております。一方、分析の精度にばらつきが出ないよう、環境省では環境測定分析統一精度管理調査というものをやっております、いわゆる分析調査のテストです。外部機関とのクロスチェックを行うことになっておりまして、本県もこれに参加して精度管理が適切かつ正確に行われていることを確認しております。

清水委員　いずれにしても、水は生きていく上で一番重要なものだと私は思っています。こうした県の監視精度が上がるということが、安心・安全につながると思いますので、引き続き、新しい機器を駆使してしっかりやっていただきたいと思います。

（林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金について）

もう一つ、林の7ページについて質問させていただきます。

先般、この委員会で、山梨県森林整備生産事業協同組合の青年部の方と意見交換をしました。青年部ですから20代から40代の、すごくはつらつとした若い経営者と

意見交換しまして、その中でいろいろな意見をいただきました。

県にもこうしてほしい、ああしてほしいという意見がたくさん出たのですけれども、その中で 1 つ、高性能林業機械を使いたい、あまりにも高くて手が出ないということで、この辺りについて何とかならないですかという意見が出ておりました。

それで、今回補正で林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金という名目で、3 億 7, 0 0 0 万円が計上されています。今回のこの補助金の目的について御説明をまずお願いしたいと思います。

堀内林業振興課長 本補助金につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に充当する計画でございますので、この交付金の目的であります、物価高騰の影響を受けた事業者の支援のために、生産性の向上やコストの削減など、林業・木材産業事業者の経営安定化につながる機械設備の導入を支援することを目的としています。

清水委員 そのときの席上で高性能林業機械という言葉が、若い経営者から出たのですけれども、今回補助しようとしている機械設備はどのようなものが対象になるのか、説明をいただきたいと思います。

堀内林業振興課長 補助対象として想定しております機械設備類の中で、高性能林業機械につきましては、短時間で伐採や玉切りなどの作業を行うことができるプロセッサやフェラーバンチャーという高性能林業機械がございまして、それらを支援対象として想定しています。

あわせて、製材工場などで様々な製品生産に対応できるような木材加工機械などの導入支援も想定してございます。

清水委員 この資料によりますと、補助先が林業・木材産業等関係事業者になっているのですけれども、具体的にどのような人が対象でしょうか。

堀内林業振興課長 先ほど委員から話がありました、意見交換会を行いました森林整備生産事業協同組合の構成員である林業会社や森林組合のほか、木材加工を行っている木材関係事業者などを想定しています。

清水委員 今回、特に高性能機械の導入についての支援を求められたのですけれども、もう一つ、事業の生産性を上げたり経営の安定化を図るために、県として機械の導入以外に支援する内容もあろうかと思うのですけれども、その辺りの内容について御説明をお願いいたします。

堀内林業振興課長 先ほどの補助金のほかに、課別説明書の林の 6 ページにございますが、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金も併せて補正予算として要求させていただいております。こちらでは、林業事業者や木材産業事業者の工場や事業所などでの LED 照明の付け替えや太陽光発電設備の導入に対して助成をすることで、エネルギーコストの削減、経営安定化を支援していきたいと考えています。

清水委員 山梨県の 78%が森林で、県有林が 46%ということで、資源といえば木材といっても過言ではないと思うので、この木材産業を活性化させるということは、大変大きなテーマだと思います。ぜひ、今後ともしっかりと支援及び補助も含めて推進をお願いして、私からは終わります。

（木材業振興費の財源について）

名取委員 今、清水委員も質問されておりました林の 6 ページ、7 ページに関してお聞きします。

先ほど 7 ページの 2 つ目の丸の事業については、国庫補助の財源が示されましたけれど、そのほかの臨時の 2 つの事業の財源について、国のどのような補助金を活用するのか教えてください。

堀内林業振興課長 まず、林の 6 ページで、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金につきましては、先ほどの補助金と同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当を計画しています。

さらに、林の 7 ページにございます事業の概要欄 1 つ目の丸の高性能林業機械等整備事業費補助金につきましては、林野庁所管の予算であります合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金を財源に充当する計画であります。

名取委員 財源についてですが、今、本県の基金を見ますと、森林整備に関わって、例えば森林整備担い手対策基金、森林整備地域活動支援基金、森林環境保全基金、森林環境譲与税基金などが見受けられ、合わせて約 15 億円超あるわけですが、こういったものは今回の事業には充当できないのでしょうか。

堀内林業振興課長 林業振興課で所管している基金についてお答えさせていただければと思いますが、森林整備担い手対策基金につきましては、基金の設置目的が、担い手対策に資する事業に充てるということで基金を設置しております。

令和 7 年度当初予算のほうで御説明させていただくことになりますが、そういった担い手対策支援事業に運用益を全額充当する予定でございまして、今回の補正予算につきましては、国の交付金を全額活用する計画を考えています。

伊川森林整備課長 ただいまの名取委員の御質問の中にありました、森林整備地域活動支援基金については、森林整備課よりお答えいたします。

この基金につきましては、平成 14 年度から森林整備の地域活動支援交付金が交付されまして、これを基金化したものでございます。

なお、使途につきましては、森林については、本県も全国の状況と同じですが、小規模な森林所有者が多い中で集約化を求められてございます。こういった集約化のために、所有者の特定や境界の確認、それらを行うために必要な作業道の整備等に要する経費について、使途を限定した中で計上しているものでございます。

また、令和 7 年度の当初予算の中でも説明いたしますが、この基金の中で森林所有者や森林組合等の事業体に交付しまして、この事業に活用する経費としています。

渡邊森林政策課長 委員から御発言のありました森林環境保全基金につきましては、平成 24 年度から森林環境税の徴収により基金にして事業を行っているものであります。今、第 3 期の計画に基づきまして主に荒廃林の再生事業、木質バイオマスの利用促進などの用途に充当して執行しています。

名取委員 今回、物価高騰対策の臨時交付金を相当使う事業なのですが、基金をためているだけではなく有効に使うということが大事だと思っており、今の経済状況の中で生業をし、生活している人たちを助けるというところに、いかに今回の臨時交付金を充てるかということが非常に大事だと思います。

例えば、林業従事者の方の燃料代の補助など、直接支援に振り向ける部分があってもよかったと考えて質問したのですけれども、そういった点については検討されなかったのでしょうか。

堀内林業振興課長 林業・木材産業事業者に対する物価高騰対策のために、委員御指摘のとおり、実際の燃料高騰分の支援をどうするのかについて、執行部側の内部議論としては俎上には上がったのですが、予算の投資効果を短期的に見るのか、中長期的に見るのかというところで、よりその予算の投資効果が高いであろう機械設備の導入を支援するための予算を計上したいということで、そちらに予算を計上したところです。

（林業・木材産業等経営安定対策事業費補助金について）

名取委員 清水委員が指摘したマル臨の 3 つ目の経営安定対策事業費補助金の 3 億 6,900 万円ですけれども、補助件数は何件ぐらいを想定していましたか。

堀内林業振興課長 予算額の検討、積算に当たりまして、短期間ではあったのですが、その事業者への要望を確認した中で、現時点の想定としては 20 件程度を想定しております。

名取委員 私も先般の委員会での青年部の皆さんとの懇談に出席しましたので、そうした要望があることは承知しています。

（省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について）

次に、林の 6 ページの省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金についてですけれども、これまで何回か補正予算で年末に補正を組んで、繰越明許をして次年度に、という形で実施してきたと思うのですけれども、これまでの実績、補助件数を教えてくださいませんか。

堀内林業振興課長 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金につきましては、令和 4 年度、令和 5 年度でそれぞれ補正予算を計上して執行してきています。

令和 4 年度に計上させていただきました補助金につきましては、補助金部分について言いますと 4,800 万円の予算を計上しておりまして、そのうち執行額が 7 割相当の 3,351 万 8,000 円となっています。そちらが令和 4 年度の補正予算分となっておりまして、あわせて、令和 5 年度の補正予算で計上しました、補助金ベースで 2,000 万円分につきましては、現時点での執行見込み額は 1,423 万 9000 円

で、単純に執行率を計算しますと 71%となっています。

石原副委員長 件数も一緒をお願いいたします。

堀内林業振興課長 令和 4 年度補正予算計上分につきましては、件数としますと 12 件、令和 5 年度補正予算で計上しました分につきましては、3 件となっています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 56 号 令和 6 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第 4 号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 66 号 権利放棄の件

質疑

向山委員 今、御説明いただいた部分の権利放棄された後の土地や建物は、その後どのようなのか確認させてください。

江俣県有林課長 建物が現状残っている状態ですが、当然そのままにしておくわけにはまいりませんので、県が代理で執行した上で、かかった費用について、改めて相手方に請求する手続を取るようになります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 67 号 権利放棄の件

質疑

名取委員 1 点確認させてください。5 ページで説明いただいて、いろいろな経過が述べられていますけれども、債権がある林政部関係の 4 社について、破産手続の廃止決定の時期など少しばらつきがあるのですけれども、なぜ今回このタイミングで債権の権利放

棄という議案が出てきたのか、そこを教えてください。

渡邊森林政策課長　今回、権利放棄をいたします経緯につきましては、出納局の所管である権利放棄の判断基準の改正が行われ、本年 4 月から適用になった判断基準の 3 でございますけれども、破産手続廃止の決定が確定したことが新たに判断基準とされましたことから、今回、この私どもの 4 件の権利放棄をするものであります。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他　　・ 第 6 7 号議案権利放棄の件については、林政部及び県土整備部に関することから、県土整備部関係の議案の審査において説明及び質疑を行った後、林政部、環境・エネルギー一部関係の議案の審査において説明、質疑、討論及び採決を行った。

・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

・ 2 月 2 5 日に設置された予算特別委員会の部局別審査は、予算特別委員長から議長を通じて各常任委員会に依頼した調査をもって代えることとされ、2 月 6 日に開催された議会改革検討協議会において、常任委員会の活性化に向けた取組として、予算特別委員会に先立つ常任委員会において、個別事業や事業の詳細に係る質疑を行うことと決定されたことを受け、2 月 1 3 日に開催された正副委員長会議において、議長から活発な委員会運営が行われるよう依頼があったことから、各委員には、決定の趣旨を踏まえ、活発な質疑を行うよう依頼された。

以上

土木森林環境委員長　　桐原　正仁